

案

芽室町学校部活動地域展開推進計画

(令和 8 年度～令和 10 年度)

令和 8 年 月

芽室町教育委員会

芽室町における部活動地域展開に向けたこれまでの経過等

中学校の部活動については、全国的に少子化が進展する中、学校単位での活動の維持が難しくなっており、子どもたちがやりたい活動を諦めざるを得ない状況が進んでおります。それに併せ、教員の長時間勤務の問題や指導する教員の不足等の状況から、従前と同様の体制で運営することが難しくなっております。

国としては、そのような状況から『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』を令和4年12月に発出し、まずは令和5年度から令和7年度の期間を改革推進期間と定め『地域の子供たちは、地域で育てる』との意識のもと、地域の実情に応じた持続可能な体制整備を呼び掛けたところです。

これを受け、本町においても子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しめる環境を整えるため、次のとおり取組を実施しました。

《主な取組内容》

◆令和5年度

- ・芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会の設置及び開催
- ・アンケート調査の実施（アンケートは別添）
- ・芽室町部活動の地域移行に関する推進計画（R5～R7年度）の策定
- ・講演会の実施（部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣）

◆令和6年度

- ・芽室町部活動地域移行推進協議会設置及び開催（R6.4.1～R8.3.31）
- ・町内中学校及び少年団の現況調査
- ・先進地視察及び情報交換（音更町、中札内村、鹿追町、登別市、安平町等）
- ・各種研修会への参加（北海道及び日本スポーツ協会等主催）
- ・講演会の実施（部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣）

◆令和7年度

- ・教育コーディネーターの配置
- ・町内中学校及び少年団の現況調査、情報交換
- ・先進地視察及び情報交換（浦幌町、池田町、中札内村、白糠町、東川町等）
- ・実証事業（移行モデル）の開始（R7.12 ゲートボール少年団）
- ・各種研修会への参加（北海道及び日本スポーツ協会等主催）
- ・芽室町部活動地域展開推進計画（R8～R10）の策定

国では令和7年12月に新たに『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』を発出し、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間とし、原則として全ての学校部活動において地域展開を目指すものとして指針が出されました。

芽室町においても、ガイドラインや他地域の先進事例等を参考に地域の実情に応じた地域展開の実現を目指すものであります。

目 次

I	はじめに	頁
1	部活動の意義	1
2	芽室町の部活動を取り巻く状況	1
3	部活動の地域展開の目的	4
4	計画の位置づけと推進体制等	4
II	教育委員会の取組とスケジュール	頁
1	芽室町地域クラブ（仮称）の設置及び取組全体のコーディネート	5
2	段階的な地域展開の推進	5
3	地域クラブ活動の育成と支援	6
4	地域の指導者の確保と育成	6
5	情報発信と理解促進	7
6	芽室町地域クラブ（仮称）の設立・運営	8
7	スケジュール（ロードマップ）	10

部活動地域展開に関する推進計画

I はじめに

1 部活動の意義

部活動は、生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ貴重な機会であり、生徒の自主的・主体的な参加を通じて、責任感、連帯感の涵養などのほか、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築や自主性の育成、意欲の向上にも寄与してきました。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、望ましい人間関係の構築や自己肯定感の高揚など、生徒の人間形成に関して重要な役割を担うとともに、学校への信頼感を高め、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきたところです。

本町においても、各学校で精力的に行われてきた部活動ですが、少子化の進行により、学校単位での部活動の維持が徐々に難しくなりはじめたことに加え、学校における働き方改革の推進を背景として、部活動の在り方について様々な観点からその意義や価値等が論じられるようになりました。大会が切磋琢磨の機会となり、競技力向上等に寄与してきたとの声がある一方、大会で上位の成績を目指すことが練習の長時間化・過熱化に繋がっているなど、様々な意見があります。

このような中、国のスポーツ基本計画（令和4年文部科学省）では、子どもにとっても大人にとっても「多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて、自分もできるという経験から自信が生まれ、また、人ととの触れ合いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれる等、スポーツを通じて人間らしさが育まれるとともに、こうしたスポーツを人々が育み、継承していくことが文化としてのスポーツを根付かせ、人々の生活や心を豊かにすると考えられている」とされております。また、文化芸術推進基本計画（令和5年閣議決定）では、「文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感情を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること」や「文化芸術は、他者と共に感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること」などとされ、部活動の意義を継承・発展させ、さらに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備していくことが重要となっています。

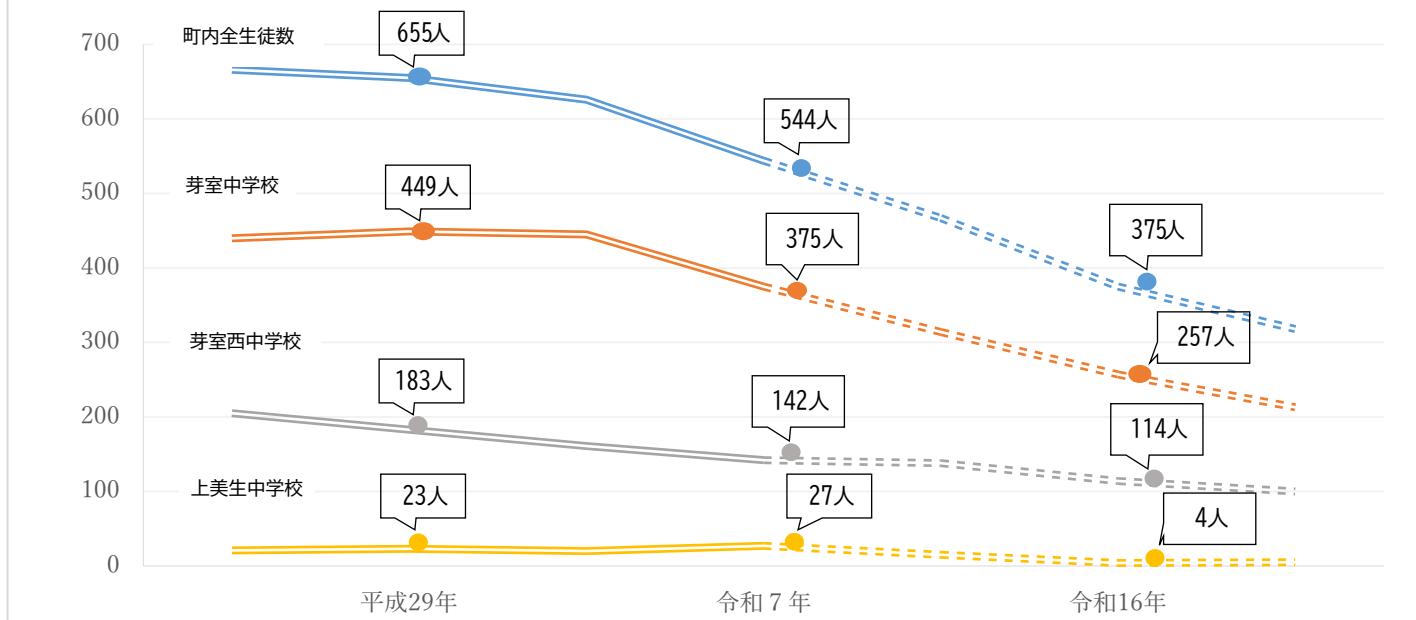
2 芽室町の部活動を取り巻く状況

（1）中学校生徒数の推移

全国的な少子化を背景に、町内の中学校生徒は平成29年度から令和7年度までの8年間で15%以上減少しており、今後も急激な減少傾向が続いていると推計しています。

中学校に配置される教員数は、学級数を基礎として決定されるため、生徒数の減少が学級数の減少に直結し、部活動の指導に当たることのできる教員も少なくなることから、多様な種目の部活動を設置していくことが難しくなってきています。

芽室町立中学校の生徒数の推移



(2) 部活動の設置・参加状況（令和7年5月現在）

現在、町内の中学校には、スポーツ系と文化系を合わせると3校で11種目、27部が設置されております。3中学校の全校生徒数544人に対し418人(約77%)の生徒が参加している状況にあります。

また、各中学校では、主担当として直接指導する教員や、副担当として運営業務を担う教員など、学校内で役割分担をしながら、全ての教員が部活動に携わって部活動を支えているところです。

部活動の設置・参加状況								(令和7年5月現在)
ス ポ ー ツ 系	バドミントン (4部 72人)	バレー ボール (3部 50人)	柔道 (1部 18人)	ソフ テニス (3部 29人)				
	バスケットボール (5部 43人)	野 球 (3部 34人)	サッカー (2部 29人)	陸 上 (2部 44人)				
	アイスホッケー (1部 2人)							
	吹 奏 楽 (2部 52人)	創 作 (1部 45人)						

(部活動の詳細は、次ページ)

(3) 芽室町立中学校の設置部活動の詳細

《単独部活動》

①芽室中学校

	部活動名	部員数
1	バドミントン部	34名
2	男子バレーボール部	18名
3	女子バレーボール部	24名
4	女子ソフトテニス部	22名
5	柔道部	18名
6	吹奏楽部	26名
7	創作部	45名
合 計		187名

②芽室西中学校

	部活動名	部員数
1	男子バドミントン部	12名
2	女子バドミントン部	14名
3	男子バスケットボール部	12名
4	吹奏楽部	26名
合 計		64名

③上美生中学校

	部活動	部員数
1	バドミントン部	12名
合 計		12名

《合同部活動》

	部活動名	合同学校名	部員数
1	野球部	芽室中・芽室西中・上美生中	34名
2	サッカー部	芽室中・芽室西中	29名
3	男子バスケットボール部	芽室中・上美生中	17名
4	女子バスケットボール部	芽室中・芽室西中	14名
5	陸上部	芽室中・芽室西中	44名
6	女子バレーボール部	芽室西中・鹿追中	8名 (芽西中生徒数)
7	アイスホッケー部	芽室中・御影中・清水中	2名 (芽中生徒数)
合 計			148名

《拠点校部活動》

	部活動名	拠点校名	部員数
1	男子ソフトテニス部	上美生中	7名
合 計			7名

3 部活動の地域展開の目的

部活動の地域展開は、生徒一人ひとりの成長を促しながら、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保することに軸足を置き、生徒の意欲や興味関心、また、障害のある生徒のニーズや志向にも応えられる多種多様な体験と学びの環境を整備することを目的とします。

そのためには、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を目指し、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要です。

また、部活動は学校教育の一環として、これまで教員の献身的な活動に支えられてきましたが、部活動の地域への展開を通じて「学校における働き方改革」を前進させることは、教員のワークライフバランスの実現と教育活動の更なる充実に繋がります。

併せて、部活動を対象としたこの取組は、将来的には中学生だけでなく全世代を対象とした総合的な生涯スポーツ、生涯学習環境を地域全体で支える基盤づくりにも繋がります。

4 計画の位置付けと推進体制等

国は、令和4年12月に「部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開について、令和5年度から令和7年度までの3年間で「休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める」としており、北海道では、令和5年に策定した「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」において、道内部活動の地域展開が円滑に進むよう定めています。

現在、国は、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を新たに策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」に位置付け、令和8年度から令和10年度を「前期」、令和11年度から令和13年度を「後期」とし、休日の部活動においては、改革実行期間内に原則、全ての部活動を地域へ展開することを目指すものとし、平日の部活動は、課題を解決しつつ更なる改革の推進に向か、まずは国において実現可能な活動の在り方などを検証する考えであります。

また、前期終了時には、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施し、その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する考え方であり、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこととしています。

芽室町教育委員会としては、指導の一貫性や生徒の安心感を優先し、活動日による区分を設けずに一体的な地域展開を図ることを基本とし、現在取組を進めている部活動指導員等の配置などによる地域連携の強化を着実に進めながら、運営実態や支援体制、地域人材の有無など、それぞれ事情の異なる全ての部活動が円滑に地域との連携関係を構築できるよう「芽室町学校部活動地域展開推進計画」を策定することとしました。

本計画は、生涯にわたり子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会の確保に向けた具体的な取組とスケジュールを示すものであり、国や北海道の取組状況や本町における地域展開の進捗状況を確認・検証しながら、適宜必要な見直しを図ります。

II 教育委員会の取組とスケジュール

1 芽室町地域クラブ（仮称）の設置及び取組全体のコーディネート

これまで行ってきた部活動を地域との連携・協働を基盤とした地域クラブ活動へと展開するためには、地域展開の取組全体をコーディネートする必要があります。

地域クラブを支える地域の多様な協力団体、運営主体の確保や指導者の発掘・育成をはじめ、学校との連絡調整、各地域クラブの運営状況の把握、学校や公共施設等の活動場所の調整や斡旋、体罰、ハラスメント行為に関する相談窓口の設置などに加え、新たに設置する地域クラブ活動に対しては、活動費の徴収、各種大会等への参加手続、事故、トラブルへの対応など実務的な活動のマネジメントに対する支援が必要となります。

芽室町教育委員会は事業の責任主体としては、幅広い関係者との連携、協働の下、地域展開が円滑に進むよう全体のコーディネーター役として取組を進めます。

2 段階的な地域展開の推進

これまで基本的に学校施設で教員を中心に行われてきた部活動を地域に展開していく上で、個々の活動の状況によっては、地域の活動に展開することが難しい場合も想定されます。

大きな環境の変化が生徒にとって不安要素となることも想定されることから、地域における活動について理解を得ながら段階的に地域クラブ化を図ることで、生徒も保護者も安心して、新たな活動のスタートラインに立てるものと考えています。

地域展開の段階的な取組として、次のとおり実施することを考えております。

（1）拠点校方式の導入拡大

少子化の進行により学校単位での部活動の維持が困難になっていくことが想定されます。特に影響が大きいと考えられるのが、団体で活動する種目です。

これまで、それぞれの学校の部活動が合同でチームを編成するのが主流でしたが、1つの学校をその種目の拠点とし、他の学校の生徒も自由に参加できる「拠点校方式」の導入を進め、必要に応じて地域の指導者の協力も得ながら、教員の過度な負担の軽減を図るなど、学校の枠にとらわれない活動の基盤づくりを進めます。

拠点校方式を導入することは、拠点校以外の教員の負担軽減にも繋がります。

（2）部活動指導員の配置による地域に根差した指導体制の構築

現在、部活動は学校教育の一環として取り組まれており、各学校では部活動を通して望ましい生徒指導も行われています。十分にコミュニケーションが取れている教員が指導に当たることで、生徒は安心して活動に注力でき、その教育的効果に期待する保護者も少なくありません。

一方で、未経験の教員が指導に当たらなければならない場合があることや、定期的な異動により指導の一貫性が保たれない等の意見があることに加え、保護者からは部活動に関する教員の過度な期待や負担を心配する声も上がっています。

地域展開はこれらの課題に対する一つの方策になり得るものであり、生徒や保護者の不安感を軽減するとともに、継続的な地域人材の発掘・育成を進めるため、まずは部活動の指導に対し、専門性の高い人材として「部活動指導員」及び「地域クラブ指導員」、その活動のサポートを担う人材として「地域クラブソーター」を配置するなど、地域に根差した指導体制の構築を行います。

3 地域クラブの育成と支援

(1) 生徒の多種多様なニーズに応える運営主体の整備

既存の部活動を地域が主体となった活動に展開するために、町内の体育会、競技団体、少年団、文化協会、民間事業者等に加え、学校運営協議会、保護者等、学校と関係する多種多様な組織・団体等も想定し、それぞれの活動の実情に配慮しながら、連携・協議していくことが必要となります。

また、レクリエーション的な活動等に加え、これまでの部活動の様式にとらわれない休日のみの活動や複数の活動に並行して参加できる活動体制、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動など、生徒の多種多様なニーズに応える環境の整備も同時に進めていくことを検討します。

(2) 地域クラブの認定による適切な運営の促進

生徒や保護者が安心して地域クラブ活動に参加できるようにするために、地域クラブを運営する組織・団体等は、生徒の健康と学校生活とのバランスに配慮するとともに運営体制や活動方針、活動費等に関する情報開示、適切な指導者の配置と報酬額の設定など一定の水準を満たす組織・団体であることが求められます。

また、学校との密接な連携関係の構築、事故発生時の対応マニュアルの共有など、部活動の地域の受け皿として認める基準の整備を進めることとし、認定を受けた団体(認定地域クラブ活動)に対しては、財政支援や学校施設の優先利用等の支援について、国が示す認定要件等を参考に検討します。

4 地域の指導者の確保と育成

(1) 指導者確保に向けた登録などの効果的な手法の検討

部活動指導員や地域クラブ活動の指導者には、地域の様々な専門的団体等の構成員のほか、教員の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、競技・活動経験者、地域おこし協力隊等の地域人材の登用が想定されますが、様々な種目に対応した指導者を十分に確保するのは困難な状況にあります。

このため、町内の関係団体等への周知と並行して、国の「指導者登録制度」や北海道の「部活動ソーターバンク」の活用も検討するとともに、町独自の「人材バンク」の整備などについても検討・設置を進めます。

(2) 生徒の発達段階やニーズに応じた指導者の育成

地域クラブの指導者には、専門性の高い技術的な指導力に加え、教育的側面にも十分に配慮することが求められます。安心して地域クラブ活動に参加するためには、指導者が生徒の心身の状態を把握し、適切な休養の確保や過度な練習の防止に配慮するとともに、発達の個人差や女子の成長期における心身の状態などに関する知識、体罰やハラスメント行為に対する正しい認識を有していることが必要となります。

このため、生徒の成長を支えるにふさわしい各種研修機会を提供するとともに、専門的知見を有する教員等と連携しながら進められるよう検討します。

(3) 兼職兼業制度など多様な働き方の普及促進による指導機会の確保

教員の部活動指導に関する過度な負担を軽減し、学校教育活動を充実させることも地域展開の目的の一つですが、部活動の指導を希望する教員については、地域展開後も引き続き地域クラブ活動の指導に当たることができるよう環境の整備を進めます。

また、他の官公署や民間企業においても、地域展開の本旨を踏まえ兼職兼業等の許可に関して積極的な協力が得られるよう、働きかけを進めます。

5 情報発信と理解促進

(1) 町の取組の状況や地域クラブ活動などの幅広い情報発信

地域展開の取組には、関係団体、学校、保護者、地域住民との連携が重要であることから、地域での説明会の開催や広報、ホームページなどを通じ情報を発信します。また、少子化の中でも子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむことができる機会を地域ぐるみで確保するという観点から、実際の活動状況なども積極的に発信し、関係者だけでなく町民全体の理解を得ながら取組を進めます。

(2) 地域展開に伴う保護者の負担等に関する理解の促進

地域クラブ活動の維持・運営に必要な活動費は、原則としてそれぞれの運営団体、運営主体の会費収入で賄うことが想定され、活動場所や時間の変更等による保護者への負担が増加することも想定されます。

そのため、新たに発生する負担を最小限にするため、国等の補助事業を最大限活用し、子どもたちが地域クラブ活動に積極的に参画できるよう取組を進めます。

(3) 大会参加補助、施設利用料の減免等の制度設計

地域クラブ活動は、学校における部活動の教育的意義を継承した学校の教育課程外の活動として位置付けられていることを踏まえ、地域クラブの会員、指導者を各種大会参加補助等の対象にすることを検討するとともに、学校や公共施設等の利用料を減免する等、部活動と同等の財政的支援を行えるよう、取り組んで参ります。

6 芽室町地域クラブ（仮称）の設立・運営

芽室町教育委員会では、令和11年4月までに全ての部活動が広く地域に展開し、地域全体で支えていく活動体制への整備を進めます。

「芽室町地域クラブ（仮称）」が運営主体となり、学校や地域、町が連携し、地域で活動する各種団体の協力を得ながら、子どもたちが継続的に地域スポーツ及び文化芸術活動に親しむことができる体制づくりを目指します。

- ◆ 9ページ・・・芽室町地域クラブ（仮称）想定図
- ◆10ページ・・・スケジュール（ロードマップ）

■ 「芽室町学校部活動地域展開推進計画」に関連する計画等

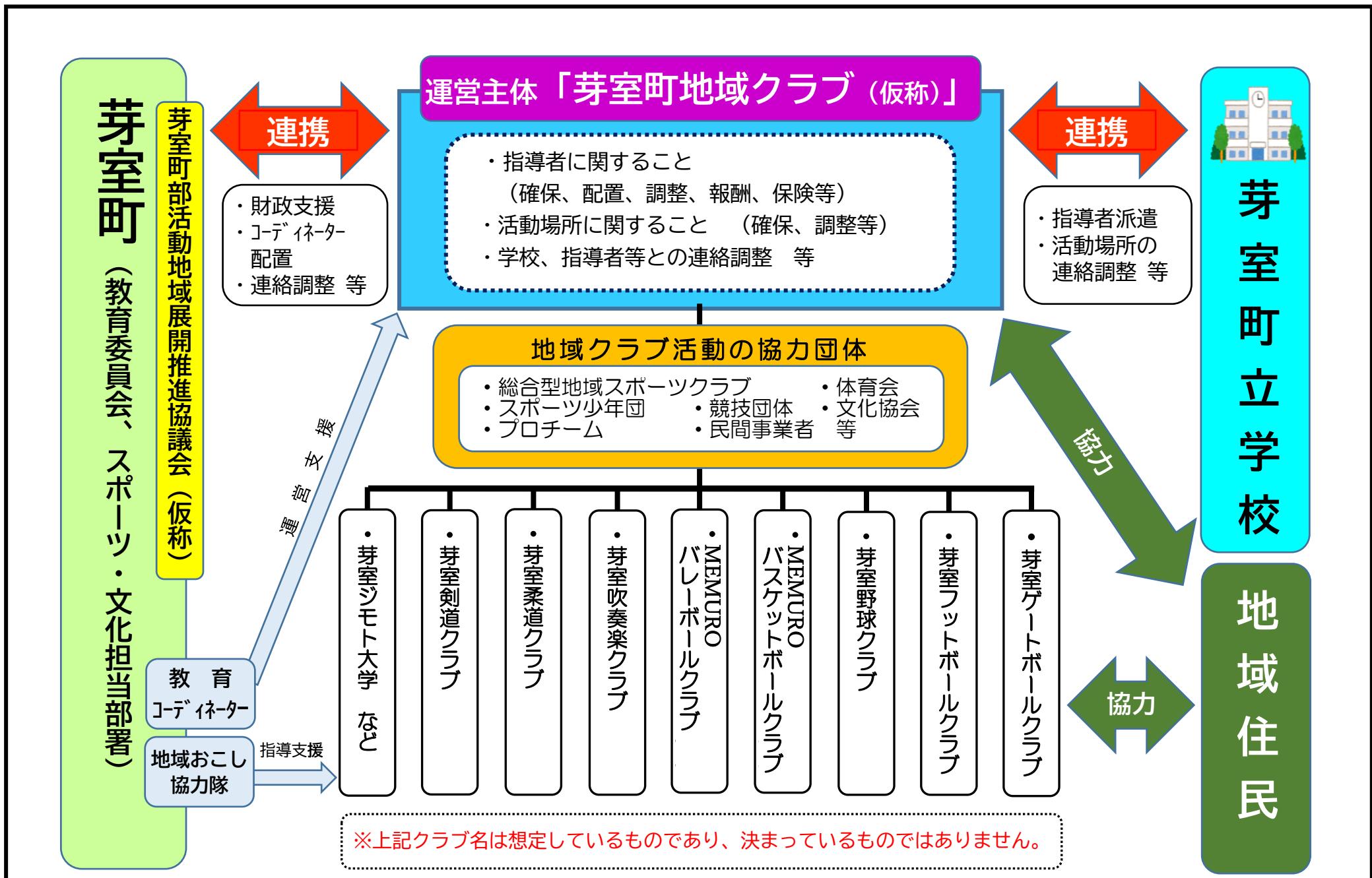
第5期芽室町総合計画

芽室町教育大綱/第2期芽室町教育振興基本計画/第2期芽室町社会教育推進中期計画

芽室町立学校における働き方改革推進プラン

芽室町の部活動の在り方に関する方針

「芽室町地域クラブ（仮称）」想定図



7 スケジュール(ロードマップ)

